

第4編 人事 ⎓ 大雪消防組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例施行規則

○大雪消防組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例施行規則

〔平成17年10月4日〕
規則第3号

改正 平成28年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大雪消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大雪消防組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める任命権者が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他管理者が必要と認める事項

2 条例第3条第1項第2号の規定による上川支庁管内町村公平委員会からの報告は、次のとおりとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求状況

3 第1項で規定する報告は、人事行政運営状況報告書（別記様式第1号）により行うものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第4編 人事 (大雪消防組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例施行規則)

別記様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

人事行政運営状況報告書

大雪消防組合管理者

様

任命権者

印

大雪消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により、
年度における人事行政の運営の状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 その他の事項